

カール・アイネルト『十九世紀における手形取引の

需要に応ずる手形法』(三)

庄子良男訳

第一章 商業の発達に基づく紙幣の観念と必要の 発展

第一節

世界における最古の商業は、争いなく交換取引 (Tauschhandel) である。そのためには歴史的な証明は、ないわけではないが、必要ではない。交換取引の条件については、直接に自然が配慮したのである。これとは反対に、売買取引 (Kaufhandel) は、人間の発明、国家の制度、技術的な作品を前提とする。それは人間の創造物すなわち貨幣の導入に基づいている。しかしひとは、まったく明瞭に、いかにして売買取引が次第に交換取引から形成されそしてこれに連なったのかを見ている——ここにはそれゆえ既に別の制度から

のひとつの制度の発展が存するのである。パウルス (Paulus) は極めて正当にも「売買の起源は交換から始まった (origo emendi vendendique a permutationibus coepti)」(I. 1. Dig. de contrahenda emtione et venditione. ディゲスタ 卷一章・売買を契約することについて) と述べている。そのことは、売買取引が交換取引よりも遅れて生じたことを意味するのではなく、法律家の意識は「売買取引の概念、その形式と方法、貨幣を取引の手段として利用するという観念が交換取引から生じてきた」ということであることを意味する。自然の産物の偉大な多様性と地球上におけるその配分の不均衡、人間の技術と産業活動の多面性、そこから生ずる技術的産物の限らない差異が、すべてのさらなる用意なしにそれ自体から、パウルスが正当にも交換取引の仲介者とみなしたところの過剰と需要との一定の対立を生み出した。交換取引へ

の動機と同様に、交換取引における取引経過の形式もまた、単純である。なぜなら交換取引の目的物は、その実行のための唯一の手段でもあったからである。ただ交換だけが行われていた古い時代においては、パウルスが「以前には、一方が商品、他方が価値とは呼ばれなかった (*olim non aliud mex, aliud pretium vocabatur*)」と言っているように、商品以外の何ものも、商品 (*Ware*) との対立においての価値 (*Preis*) が問題になることはなかった。彼は、あらゆる交換取引において商品、すなわち価値であるところのものは、外的には認識されない (交換においては商品と価値は区別される) ことができなかつた *mex et pretium in permutatione discerni non poterat*、と考へている。少なくともあの時代の価値という概念は、金銭の発明後にはじめて形成されたところのものとは全く異なつていた。そして、あらゆる当事者が (その取得が当事者にとつて問題であつたところの) 商品と引換えに交付したところのものは、ただ相対的にのみ価値と呼ばれることができたにすぎない。すなわち、パウルスがさらに述べているように、「ある者に十分である物が他の者に不足しているということが最大部分起きるときに、ひとは、各々の時と状態の必要に従つて有益なものを無用の物でもつて交換した (*unus quisque secundum necessitatem temporum ac rerum utilia inutilibus permutabat, quando*

plenumque event, ut quod alteri superesset, alteri destit)」とすれば、あらゆる個々の場合において、双方の利害関係者のいづれから導入されるべき交換行為への申込みが出發したかが問題となつたのである。この者が自らにもたらしたところの物が、契約者の意識において商品であり、彼が与えたところの物が価値として現れた。法学者 (パウルス) は、この指摘をもつて、それへとホメロスの或る個所が無過失の原因を与えたところのプロクレヤナー (*Proclejaner* プロクルス派) とサビニアナー (*Sabinianer* サビヌス派) の奇妙な争いを除去した。サビニアナーたちは、この個所によつて、本来、売買と交換は一つのものの一部であることを証明しようとしたのであつた。

パウルスは、プロクレヤナーたちに正当性を与えた。しかし彼は、「商品と商品の交換が存在し、したがつて外形的に純粹の交換が行われるところでもまた、契約当事者の一方によつて目的物の熱望をとおして取引への導きが作られるのに応じて、一方が買主、他方が売主と考へられる。このことは取引の外部からは認められない」と指摘することによつて、むしろホメロスのオイニゾント (*Oivigovto* (ワイン購入)) を保護した。——「交換においては、一方が買主で、他方が売主であるというように区別されることはできない (*in permutatione discerni non potest uter sit emtor uter ven-*

attor)」。ひとは、もしこの個所を読むならば、一定の機会において学識の助けによって、すなわち博識の結果において学問の塵(ちり)を立てる法学者の技術が、古代ローマの法学者たちにもまた無縁ではなかった、という指摘をせずにいることはできないのである。

今日もなお非常に輝かしい実り豊かな商人的活動がそれに基づいている(ある程度諸国民が《それらの個々人から諸国民が成立しているところの》個々人の売買取引において、相互にそれを取り除かなければならないところの)交換取引が、パウルスが「(売買の開始は交換から始まった) *initium emtionis venditionis a permutationibus coepit et*」言っているように、貨幣取引(*Geldhandel*)を生み出したのである。ひとは、交換取引の利点と並んで、交換取引を生き生きとした取引の高められた必要に即応することを不可能にするところのその不完全性をも感じた。なぜなら、商人のすべての取引の喜びにもかわらず、時とすると交換取引の諸条件が欠けていたからである。パウルスは、一方が他方によって求められているものを十分に持っているということは、確かにしばしば起こるが、しかし希望者が相互に相手に好ましい物を与えなければならぬことは、必ずしも同時に起こるのではなく、少なくとも困難なしには作り出されぬことを指摘し、このことが貨幣の発明に導いた、と考えている(「私が欲す

るものをあなたが持っているときに、あなたがその代わりに受け取ることを欲するものを私が持っているということは、必ずしもつねに容易に同時には起こらなかつたので、その公のかつ絶えざる評価が交換の困難を量の公平でもって助けるところの物質が選択されたのである」*quia non semper nec facile concurrebat, ut, cum tu haberes, quod ego desiderarem, in vicem haberem, quod tu accipere velles, electa materia est, cuius publica et perpetua aestimatio difficultatibus permutationum aequalitate quantitatis subveniret*)。貨幣の観念の解釈は、交換取引において生ずる諸現象から極めて容易に説明される。すべての交換取引は、対立する需要の一致をとおして媒介されたので、ひとがすべての時にすべての事情のもとですべての側で、釣り合いのつれた熟望の対象となる対象を設定することができたとするならば、取引の条件は直ちに入手されたのである。金と銀は、たぶん既に数世紀を通じて商業を営む諸国民において(その占有者が、それによってすべての種類の交換行為に対して準備された状態に立つことを保証されたものとみなしうる)というごとくに採用されたのである。これらの金属は、いわばすでに自然の貨幣(*ein natürliches Geld*)であったが、国家は、それを鑄貨(*nummus*)の発明をとおして完全ならしめた。鑄貨は交換取引の示唆を利用した。それゆえ交換取

引が真に貨幣の発明の動機を与えたのであり、そして貨幣取引の概念が交換取引において受け取られたのである。しかし本来の貨幣に関しては、たんなる金属については全く別の事態が生じた。

このことをパウルスは、極めて適切に次のように述べている。すなわち、「その公けのかつ普通の価値が、交換の困難を助けるような物質が選ばれた。公けの形式をもって製造されたこの物質は、実質によってというよりは、むしろ量によって利用と支配を提供するのである (*electa materia est, cuius publica et perpetua aestimatio difficultatibus permutationum subveniret. Ea materia, forma publica percussa usum dominumque non tam ex substantia preebet, quam ex quantitate*)」と。諸政府が金属を、これをもって価値という相対的な概念を（ひとが価値の統一性の設定と表示によってそれを認識すべきであったところの）抽象的な概念へと変化させるために、芸術作品へと変化させたことが、すなわち、貨幣の創造への政府の役割である。貨幣が作り出された国家の活動をより正確に考察するならば、ひとは、それをおして国家が基準と重さを入力するところの施設と類似した活動を見出すのである。絶対的な価値も、絶対的な長さも重さも存在しないゆえに、国家が中間に登場し、それによって価値、長さ、重さが計られるべき基準を法律によって

規定する。すなわち、国家は、その下に何の価値も、何の長さも、何の重さも人間の取引においてみられるべきではないところの単位である最小量 (*Minimum*) を表示し、そしてそれによって価値——より大きな価値——より小さな価値が、この単位の算定によって決定され計算されることを実現するのである。

第二節

貨幣の発明は、商業における画期をなし取引を増大せしめた。なぜならそうでなければ考えられるべきではなかったような結合を導入した新しい種類の商取引（売買取引）が生じたことのみならず、貨幣は、交換取引をもまた容易にし、かつ保証したからである。この点において、とくにパウルスは「交換の困難をそれが助ける (*difficultatibus permutationum subveniret*)」ということができた。あらゆるひとが交換のためにもたらしたところのものの価値が、貨幣の助けによってより正確に決定された。そして最終的に、ひとは貨幣によって商品項目の価値の過剰を調整した。貨幣が導入された後に、二つの事情が一連の発明においてさらに前進へと導いた。ひとは、現金貨幣が紙幣の必要を生み出したのであり、そして商階級はこの必要を最初に認識し感じざるを得なかったところのものであったと、主張することが許されるで

あろう。

ひとは、ここで二つの關係に注目しなければならぬ。一部は、すなわち、貨幣が非常に力強く取引の多様性へと作用したので、貨幣は、商業の生き生きとした活動に即応するためには、次第にあまりに鈍重であまりに物質的なものとして現れたが、しかし一部は、貨幣は非常に變質したので、理想的な貨幣からの既存の現金の乖離に基づいて、別の方法で除去されなければならない困難が貨幣の利用の際に生じたのである。後の事情に關していえば、それをもって我々の時代において取引が行われている貨幣は、ひとが上に設定された原理に従つてそしてパウルスの意味において貨幣のもとに考えそして前提すべきところのものに決して対応していないということは、徹底して否定されないのである。ひとがすなわち貨幣において貨幣の中すべての購入しうる物の価値の尺度を保持しようとするときは、貨幣が、尺度の單位がそれに基づくところの、状態の中に存在していることは、避けがたく必然的である。眞の貨幣をもつためには、(価値の單位の増加または減少に基づく差異、そして、それゆえただ貨幣の算定をとおしてのみ生ずる差異以外の)貨幣と貨幣の間の差異は、存在すべきではない。理念のこれらの諸要求に即応する貨幣は、しかし、ほんらい、せいぜい個々の隣国との取引から撤退して自己の中に引きこもつた個々の国の境界の中でか

つ国家の内部的な諸要求のため以外の、おそらくいかなる時代にも存在してこなかった。そして、この狭い範圍においても、この状態は、必ずしも継続的には保持されていない。金と銀がおよそ素材の価値を手離すこと、そして、素材の価値が鑄造された貨幣の意味において消滅することは、完全にはそもそも遂行されない。これらの金屬は、場所の關係と時間の關係に従うそれらの独特の価値を有する。ところでしかし、大きな貨幣と小さな貨幣の対立をとおして生み出される貨幣の差異がさらにつけ加わる。比較的大きな貨幣が通常小さい貨幣よりも優越をもつに違ひないことは、大きな貨幣の取扱によつて時間が省かれその取扱が容易にされるゆえに、明らかである。ところで、貨幣を本来の理念に即応するとき状態において純粋に保つことは、しかしまた確かに商業を営む公衆の利益においては存在せず、そして政府の利益においてはよりいっそう存在しない。そしてもしすべての貨幣を眞の価値の單位へと還元するに至るとすれば、だれもが、ことからの現在の状態とは反対に、貨幣の利用において自らを後退させられるのを感じるであらう。ひとはすべての貨幣をただグロシエン (Groschen) だけに還元することを考えたとすれば、ひとは、このような貨幣を、まさにそれが貨幣の理想に近づくのと同程度において、取引にとつて役に立たず非實際であると認めることになるであらう。

以上のすべてにも拘らず、ひとは、やはり、このような諸事情のもとで、貨幣はその発明が基礎とした理念から離れ、そして、その純粹な取引手段としてのそのもとの性格を放棄し、むしろその素材のゆえに、しかしまた既にその形式のゆえに、商品、すなわち、取引の対象となつたことを認めなければならぬ。このことは、ひとが、(貨幣が貨幣のために求められそして売りに出され、貨幣が貨幣でもって買われること)、そして、(この流通を促すために特別にもうかる(既にローマ人のもとにおいて両替商、金融業者たちの)商館が成立しさらに存続していること)、(ひとが貨幣の変質から生ずる不利益を緩和するためにもまた、理想的な貨幣においては必然的に脱落せざるをえず何の意味ももたないであろうところの種々の施設を国々において、貨幣価値の評価決定と相場表の創設をとおして、作つたこと)を考量する場合に、明らかに示されるのである。

第三節

ことがらのこのような状態のゆえに、貨幣の利用を確保し容易にするために、商階級の側からなされうる予防手段の中で、最大の特記に値するのは、現金のための代用物の導入——すなわち、紙幣の創造である。

現金を紙において代表させ、現金のこの姿を現金の代わり

に支払手段として利用するという理念は、商人の取引生活の中で受け入れられそして初めて適用された。その理念は、争いなく人間精神の非常に重要で実り豊かな作品に属している。その理念が至るところで見出した承認と適用の後に、その理念はいまや完全に形成されて商取引の頂点に存在しており、諸国の運命を支配し、我々の時代の非常に重要なできごとに最も決定的な関わりをもつている。その理念は現在既に来るべき諸世代の眼前に迫つているところのものに対するその影響力を獲得している。なぜなら、現在、既にその理念をもつていくつかの場所であの不遜なギャンブルが、すなわち、(ある日、紙に対する不注意な信頼をもつて極めて多くの他の敬虔な信用がだめになつてしまふときに、それをとおしてしかながら国家の平穩と市民生活の秩序が破られうるという心配を引き起こすところの)ギャンブルが、行われているからである。

紙幣 (Papiergeld) の利用がまず最初に商階級に利益と取引の新たな振興を生み出したに違いないことは、容易に証明される。しかし歴史的データもまた、真に商階級が貨幣を紙において代表させる施設をもつて諸政府に先行したことを物語っている。任意の金額を一条の軽い紙において示し、そして、貨幣のこの姿 (紙幣) を貨幣の代わりに流通に置くことに成功するときは、紙幣の占有者は、既にまず第一に、(彼

は、重要な貨幣の支払を紙のたんなる交付によって行うことができ、それを保管する際の負担と困難なしに強力な金庫をたずさえることになり、その輸送の際に出費をもたず、種類貨幣の算定と計量の労苦を省き、そして、貨幣の真正性の頑固な調査と傷物による喪失の心配から免れる」という利益を享受する。彼は、彼が証券中に有する数百万〔マルク〕を、補助者および協力者なしに予見できない危険において救うのである。証券化された貨幣〔紙幣〕がすべての諸条件のもとで保証するこれらの重要な諸利益は、それを必然的にとりわけ商階級に薦めるに違いない。既存の紙幣を彼らの取引において利用することは、既に、商階級がそれをもって商取引を営む準備へと容易に置かれうることのゆえに、商人にとつて決定的な価値がある。

すべての外観に従うとき貨幣を紙において代表させるといふ理念は商階級によつて手形において実現されてきており、そして、手形がおそらくすべての他の施設にとつて紙幣のために模範として役立つたかも知れないという、さらなる詳論を先取りすることなしに、ここでは、暫定的に、今日の国家紙幣に大部分対応している形式における紙幣の最初の一般に認識可能な痕跡は、商階級のもとで出会われなければならぬ、という指摘がその場所を見出すことができるであろう。既に一六世紀の中期において、明らかに紙幣の流通を使命と

して有する制度が登場している。この時代へと、その目的が貨幣を紙において代表する以外の何ものでもないところの公的銀行の設立が帰するのである。二三の重要な商業都市の商人団体が、はじめて銀行（振替銀行 *Girobanken* および発券銀行 *Zettelbanken*）を組織した。この商人団体は、相互にいわゆる銀行の富を拠出し、重要な資本を集め、自己の資本を十分に保管された状態においてかつ政府の權威のもとに鑄造貨幣においてもしくは金銀の延べ棒において寄託するかまたは、良く選ばれた理事会がそれをとおして株主の利益のために自由に使うところの大規模な営業財産（*Fond*）を形成した。振替銀行の地下室の中に保管されているところのものは、上階では銀行の帳簿上に示される。そしてその中に一頁を取得した者は、これらの帳簿を管理し貸方および借方記入を執り行う銀行官吏のペンをとおして極めて重要な記入金額を支払いそして取得する。発券銀行は、保管された貨幣を、筆跡、銅版または印刷と押印をとおして貨幣の意味が与えられるところの紙片において代表させた。このようにして振替銀行はベネチアで一五八二年に成立し、それは一五八四年以來はじめて政府によつて保証され、阿姆斯特ダムで一六〇九年に、ハンブルクで一六一九年に成立した。ひとは発券銀行の導入をもっと古いと考えている。ジェノアのゲオルク銀行がこの種の最初の、そしてかなり長い間を通じて唯一の制

度であった。その後、スウェーデン銀行が一六五七年に、ロンドン銀行が一六九五年に設立された。国家紙幣は、その時代には存在しなかった。

第四節

商業都市におけるこのような銀行の成立は、貨幣を紙において代表させ、それによってまさに容易でかつ望まれたものとしてこの支払手段を得ることが、私人に帰属したことを示している。ひとがここで事実として眼前にみる場所のものは、とてどこでしかし原理において基礎づけられたものとしてもまた明らかにされている。ひととは、銀行の例について、ある場所の商階級したがって一定数の私人は、紙幣を國家と同様に創造し、同じ効果をもつて流通に置く能力を有するのであり、そして両者における活動は互いにまったく等しいことを認める。そのための鍵を与えたのは、ピュッシュ(Busch)である。彼は言う。すなわち、ひとが常に欲するところのもの、を本来の金屬貨幣の代わりに置き、それにひとが良いと思う命名を与えるとするれば、貨幣の地位は、ひとがその場合に、(占有者によって任意に再び本来の貨幣へと転換されうることを)を受けとる以外には、そしてそれ以上には、主張されえない。その場合にのみ、それが量と質に従つてすべての購入しうる物と比較しうる、ことが維持されうる。と。この命

題の眞実性については、徹底して疑われえない。彼が貨幣を使用する場合に、貨幣へのその転換が彼に損失なしにかつ困難なしに保証されるところの対象を占有する者が、本来貨幣を有するのである。ところで、ひとが貨幣の代わりに交付すべき紙(「証券」)を再び現金へと転換しうるという信頼が、紙幣を作る。それゆえひととは、貨幣への紙の転換を保証する者の信用が紙幣を作るに違いないことをみるのである。この信用が制度全体の魂である。信用なしには、國家もまた空しく紙幣を流通に置くことを試みることになる。國王の勅令および命令、刑罰の威嚇すら、國家紙幣の使用を惹起させない。ここで問題となる信用は、それゆえ、國家のみが享受する特筆事項として現れるのではなく、私人もまた高い信用へと到達しうる。なぜならこの信用は、証券に重要な金額をもつてするその受け戻しを約束する者のものでひとが期待すべきであるところの財産、富に対する信頼以外の何ものでもなく、そしてその信頼を我々は(公衆が商業慣習へと、約束者の誠実性へと置くところの)信用と名付けているからである。

國庫の管理者たちにとつて多くのことが助けになり、それをおして彼らが私人よりも一層完全な紙幣を交付する立場に置かれることは、否定されるべきではない。私人の金庫は、國家の貨幣貯蔵と競うことはできない。それをもつて証券の受け戻しのために配慮がなされる國家の施設は、通常、私人

の活動組織よりもより強くかつより一層組織化されている。国家信用の存続のもとには一国民が関与しており、そしてその維持のためにはすべての側から重要な犠牲がもたらされなければならない。私人の財産状態の悪化に対しては、せいぜい彼の身近な友人や親類が債務を引き受けるにすぎない。国家は死なない。私人の相続人たちは、彼の財産を分配するか、またはそうでないとしても少なくとも私人の死後は、その管理において新しい精神（「の持ち主」）が登場する。極めて多くの従僕を雇いかつその他の支出を支弁しなければならぬ。国家は、国家がその証券から正規のそれどころか不可欠の通用 (Abzug) をすらすら得ることができるという利益を享受する。なぜなら、なるほどおそらく紙幣は命令には基づかないとしても、しかし国家は、国家がより確実な紙幣を創造した場合には、多くの諸関係のために紙幣の受領を法律的に命令することができるのである。国家は、さらに国家が交付する証券のために流通を命令する能力を有する。それゆえ通常の支払において交付された証券は、例えば、租税の支払の際に、實際の形式的な受戻しが行われることなしに、再び国庫へと戻ってくるのである。私人の企図を前にしての、これらのかつその他の一部分過大に評価された国家の公的制度の諸特徴は、国家財産の管理人たちに、様々な点においてより完全な紙幣を交付するという特権を保証する。私人は、とくにただ

例外的にかつより小さい金額においてのみ、彼の証券の受戻しの時期をただ所持人の裁量へとおくことができる。しかしとくに商階級における知名の人は、彼がただ（現金への転換が一定の時期になされるであろうことに対する保証を与え、そして、おそらく彼の紙幣を一定の事情のもとでそして公衆の特別な部分の人々のもとで国家紙幣に対してさらに優越をすらすら享受することを欲する）場合にもまた、紙幣を創造することができる。この場合、次のことが考慮されなければならない。すなわち、国家は、もし国家が私人の活動に先行しようとしなざるときは、国の貨幣以外のいかなる貨幣をも代表することができない。私人は、（その中に彼が他の諸国と世界地域の対価を表わす）紙幣を流通に置くことができる。まさにそれゆえに私人は、彼の紙幣から、国家紙幣が決して獲得しえない通用を、諸国と世界地域に向けて得ることができるのである。国家紙幣の創造は法律に従っており、その形式は単純で確実である。それゆえそれらの制度においては、ただ国民の一般的な必要にのみ顧慮が払われうる。私人には、私人が紙幣を創造しようとする場合に、時と場所の個別的な需要に（「そして」）それを最初に彼から受け取る人々の希望に、自己を合わせうるものが与えられている。受戻しは、とくに都市に向けられるわけではない。知られたる文明世界のすべての範囲において、私人は、どこで彼が彼の証券を受戻させ

ようとするかを選択することができる。しかしそれと並んでさらにひとつの事情が顧慮に値する。受戻しのための私人の保証は、時として、彼が約束を履行しない場合に援用される法律のもとに置かれることによつて、所持人にとつては、国家の保証よりも、より完全でより歓迎すべきより安心のできるものですらあることができる。国家はそうではない。その債権者の債権に即応すべき国家の財産には、政治的なできごとが障害となる。国家財産は、戦争やその他の不都合に至りうる。これらのできごとは、私人の船が迂回するときに国家の船が難破するところの、岩礁である。

個々の営業者の人格への信頼、商人世界における大きな財産と慎重な営業活動の基礎づけられた評判が非常に高いので、ひとが商人の手へと単なる債務証書に基づいてまたは彼の商業帳簿における信用供与の約束に基づいて大きな金額を払い出すとき、そして、すべての時代の経験が確証していることであるが、このような一人のひとに合一した諸特長の承認がしばしば非常に速い外国にまで及んでいくとき、すなわち、一言でいえば、(ひとが同時代者たちのもとにとどまろうとする場合に)最も敬意を払われている著者の名声をその範囲において格段に超えるところの商人としての知名の士が存在するときは、貨幣を証券において代表させる能力が個々の商館にもまた与えられるべきであることは、(とくに証券の支

私のための保証を複数の商館を超えて拡大する組織が存在すべきである場合には)まったく疑われないのである。

第五節

ところで、手形は、そしてひととは承認するであろうが——現代においては、ただ唯一、為替手形 (der *trassierte Wechsel, die Tratte*) が、商業の需要のために紙幣を創造するために商階級が用いるところの形式である。——この手形は商人の紙幣である。 (*Dieser Wechsel ist das Papiergeld der Kaufleute*)。——これがいまや証明されるべき命題である。我々はこの見解をまず、ひとが手形によつて商品取引 (*Warenhandel*) において作るのを見るところの慣習から、すなわち、利害関係人が商品取引 (*Warengeschäft*) において手形をもつて取引する場合に彼らが意図するところのものから創造するのである。商人は、彼が買う商品を手形によつて支払う、そして、商品の売主は彼が商品の代わりに受け取る手形をおして——手形が受戻されるときに初めてではなく、彼が手形を入手する瞬間において——自らに支払われたものとみなすのである。すなわち、売却された商品の代価を獲得するところの手形の占有の中へと置かれる売主は、この時点から商品債務を消滅したものとみなし、そして、彼が受領証を付与したまたは取引を帳簿に記録することをこの見解に

従つて処理しているのである。彼は、手形の受領と引換えに商品を引き渡す、そして、商品取引に基づく債務関係、または売買金額についての信用供与、とくに走り続ける遅延利息、そしてまた約束された利息は、もはや問題とはならない。さらにまた、第三者を支払人とする手形の交付によつて（彼がいまや買主の代わりに彼に差し向けられた彼の債務者とみなさなければならぬであろうところの）この第三者に対する債権の譲渡が生ずることも、もはや問題とはならない。

利害関係者の諸関係が二三の点において異なつて形成されている場合が存在することが、認められうる。例えば、手形が引き受けられるかまたは完全に支払われるまでは、売主が商品を引き渡さないことが起こりうる。売主が手形の支払が行われるまでは、彼の買主を売買に基づく債務の結合から免脱させない場合もありうる。このようなできごとは、しかし手形の性格を評価する際には、まったく問題とはなりえない。そのためにはつねに特約が属するのであり、そしてこのことはすべての商人の目には、手堅い商人はそこには立ち入らなところの、通常の取引においては全く生じない、異常さなのである。それは、無傷の信用を享受しないような商人のみがそれに服するところの呵責である。まさにそのように事柄は、裁判所の前でもまた処理される。彼の商品の代わりに手形を受け取つた売主は、まだ満期前の段階で、商品の引渡し

へと法律的な方法で要求される。売主は、買主に対して要求に従つて商品債務に関する受領証を与えなければならぬ。売主は、支払を訴求する場合に、もし彼に引き受けられた手形との関係のもとに支払の抗弁権が對抗されるときは、訴えは棄却される。そのことについては、ひとは既に今日合意している。売主は、しかし彼が手形を受領した場合に、実際にもまた支払われている。なぜなら手形は彼の金庫の一部だからである。手形の占有をとおして、彼は手形によつてさらなる支払をする準備のできた状態にある。

商品取引における手形の利用においては、ただ実際の遅滞なき支払だけが意図されているという確信において、ひとは、その場合に遵守される手続きを詳しく観察する場合に強化される。商品の買主は、（彼が自ら商品の金額について第三の家宛てする（交付する、手によつて与える、手から振り出す）か、または、彼が金庫に有するかまたは彼がただ商品によつてする取引のためにのみ作成する（譲渡する）ところの既存の手形を売主に送付することによつて）または（彼（買主）が売主に、彼（買主）が商品の額について彼（買主）自身宛ててまたは彼すなわち買主の計算において第三者宛てて振り出すことを指図することによつて）手形をもつて支払うのである。すべてのこれらのこれらの活動の基礎に、手形において支払手段を有するという意図以外の目的を置くことは、断然不

可能である。ただ偶然的にのみ、このような手続きにおいては別の利益が達成されるのである。

買主が商品の額について手から手形を振り出すときは、手柄の關係が、支払人がその債務者であるというように形成されることは、むしろ可能である。しかしそれは極めてまれである。通常は、このような事情のもとでは銀行に宛てて振り出される。手形がそこにむけて振り出される場所は、そもそもただ例外的にのみ買主が取引をする場所である。その場所は、通常、売主が、売主にとって有用である証券を取得するために、売主の特別の利益に従つて選ばれる。商品の送付者が場所を予め記載する、そしてまた、おそらくは買主がそこに向けて「それを支払人として」手形を振り出すべき商館を記載するという場合も、まれならず起こりうる。ところで買主の側からの振出は、關係する商館との先行する取引をとおしては全然まったく惹起されるのではないので、買主は、彼がそれへと手形を振り出そうとしまは振り出すべきところの商館にまず送金すること、そして、支払人のもとで手形取引に立ち入る準備を生み出すインシヤティヴをとることの必要不可欠性へと置かれるのである。商品の買主が彼の手形に引受をさせるために用いる諸手段は、それについて何か網羅的なことがいわれてきたのとは余りにも異なっている。ひとはただ、他の場所に宛てて行つて振出においては、為替手形

の隠蔽がいわゆる手形騎乗 (Wechselreiter) の方法でもまた起きることだけに注意を喚起しようとしている。すなわち振出人は、支払人がそれらを金銭に代えそして売得金をもつて手形を支払うために、支払人に現金、商品またはその他の証書および対価を送る代わりに、支払人に対して、彼すなわち振出人の計算で別の場所に宛てて手形を振り出すことを委託する。このような操作のかなり大きな多様性と連鎖性が、むしろ手形取引が他の取引に依存しそしてある程度騎乗し、そして、実際にある取引が別の取引を担い促進することによつてこの奇妙な名称を惹起したのである。

しかしところで買主が実際にその人に宛てて彼が手形を振り出すところの人 (支払人) から、そのために彼 (買主) が手形を売主に送るところの債務の額である限りで要求しなければならぬであろうということが、商品取引においてひとたび問題となつたとすれば、手形の受戻しによつて支払人との振出人の計算が決済されることによつて、付随的な利用が促進されるのである。しかしここで手形の振出の際に振出人から受取人への名目的な債權讓渡 (cessio nominis) が起こるといふことは、ひとが最も決定的に反対しなければならぬ主張である。たとえすべてのことが最も正確に適合するように見える場合にもまた (このことは、例えば、支払人が何らかの取引に基づいて支払人が彼の売主に支

払わなければならない限りで、まさに債務を負った場合に問題となるであろう)、手形をとおして確かに決して支払人に対する振出人のこの債権の譲渡は行われないのである。このことが起こるとすれば、支払人に対する振出人の訴権(すなわち支払人が売買または消費貸借に基づいて債務を負うときは、売買訴権 (actio venditi) または消費貸借から決定されたものの不当利益返還請求訴権 (condictio certi ex mutuo))は振出人から売主へと譲渡されざるをえないであろう。このことは、明らかに起こらない。手形の受取人は、支払人の引受によつてはじめて支払人に対する訴権 (Klagerecht) (手形金請求訴権 Wechselklage) を取得するのである。〔振出人から受取人への〕名目的な債権譲渡 (cessio nominis) をもつては、いかなる売主にもまた役立たされえないのであり、少なくともひととは、(売主が彼の利益を、売主が支払の代わりに彼の債務者の債権の譲渡をもつて満足するであろうことの中に求め、そしてそれによつて従おうとすること) を認められるかも知れない場合には、ただ極めてまれなそして極めて疑わしい諸関係を前提しなければならぬであろう。空虚な取引、すなわち、商人が彼の買主に対する彼の債権の代わりに別の金銭債権を買入れる以外の何ものもそこにおいて意図されず達成されないような取引は、商人の意識においては存在しない。それらは、おそらく悪い取引における最後の手段で

あり、その場合、譲渡された金額を確かに完全なものとしては当てにしてはならない、譲渡人にとつて最悪の取引である。さらに、支払人が振出人に対して、振出人が支払人に宛てて振出しているところのものを債務として負っていることが認められるとしても、それはただ彼が引受ける時点に至るまでであるにすぎない。彼が引受を行つた後は、旧債務関係は終了し、彼は手形の受取人に対しても振出人に対しても、さらに売買または消費貸借に基づく何らの責任も負わないのである。支払人が手形を満期に受戻さなかつた場合に、これらの訴権が必ずしも再び生き返らないかどうかということは、より深く横たわる問題である。それが生き返ると仮定するならば、償還を給付した場合の振出人じしん以外の何びともそれ〔訴権〕を行うことはできない。手形がこのようにして振出人の手に到達しない限り、これらの訴権は眠り、この点においてもまた、手形の占有へと受取人として立ち至つた手形所持人にとつて不十分である。しかもそれでも通常、手形を最初の手〔振出人の手〕からまたはその他の手〔受取人の手〕から受け取るすべての者のうちの何びとも、振出人と支払人の間に存する諸関係について何かを知ることはないのである。

【以上、第一章・第五節まで終り】